

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画変更年度	令和 6 年度
計画主体	埴町

埴町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 埴町農林推進課農政係
所在地 東白川郡埴町大字埴字大町三丁目 2 1 番地
電話番号 0247-43-2118
FAX番号 0247-43-2116
メールアドレス nourin@town.hanawa.fukushima.jp (一般)
nourin@town.hanawa.lg.jp (官公庁)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、カワウ、サギ類 (アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ)
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	埴町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稲	563.7 千円	0.516ha
	計	563.7 千円	0.516ha
ニホンジカ		0 千円	0ha
ハクビシン	スイートコーン	0.8 千円	0.001ha
	ぶどう	384.7 千円	0.050ha
	計	385.5 千円	0.051ha
カワウ		0 千円	0ha
サギ類		0 千円	0ha
	計	949.2 千円	0.567ha

(2) 被害の傾向

本町では、イノシシによる被害が町内全域で発生しており、有害捕獲や電気柵・鉄柵等の対策を講じているものの、被害の水準は高いまま推移している状況である。

イノシシによる主な農作物の被害として、5月から10月にかけて、水稲(5月～10月)が挙げられる。特に中山間地域では、水稲の収穫時期(9月～10月)被害が甚大で、深刻な問題となっている。水稲以外にも、これまでイモ類(5月～7月)や花木・果菜類(7月～10月)の園芸品目において食害等の被害があり、被害金額を増大させてきた。

農作物以外の被害としては、農地の掘起し・土手や水路の破壊等も頻繁に発生しており、農作物被害と併せて営農意欲の減退の要因となっている。

また、その他の鳥獣については、近年ハクビシンによる野菜・果樹類への被害が急増し、被害金額が拡大している。ニホンジカについては、町内において目撃情報が増加しており、今後農作物被害へと繋がる恐れがある。カワウやサギ類についても、飛来数が増加し町内河川における在来種の魚や放流魚が食害の危機に晒されている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
イノシシ	563.7千円	0.516ha	505千円	0.364ha
ニホンジカ	0千円	0ha	0千円	0ha
ハクビシン	385.5千円	0.051ha	345千円	0.036ha
カワウ	0千円	0ha	0千円	0ha
サギ類	0千円	0ha	0千円	0ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	① 平成28年度から埴町鳥獣被害対策実施隊を組織し、捕獲を実施している。 ※平成28年度～令和6年度 ② 捕獲手段としては、銃器・わな。（くくりわな・はこわな） ※平成28年度～令和6年度 ③ 狩猟期間中に捕獲したイノシシに対して猟友会に所属する狩猟者を対象に助成を実施。 ※平成27年度～令和6年度 ④ イノシシの追払いの実施。（実施隊を中心とした、まき狩り・捕獲・追払い）。 ※平成27年度～令和6年度	① 高齢化による狩猟者の減少に伴って捕獲の担い手の育成が急務となっている。被害の増加に伴い捕獲出動要請が増加し、従来の捕獲体制では対応が困難になっている。 ② 猟友会員も高齢化、担い手不足となっており、広域（東白川管内）での実施隊の編成について検討が必要である。 ③ まき狩りによる捕獲、追払い活動については、通常実施隊員が揃う土、日曜日となるため、駆除依頼の日から数日経過する事案もある。
防護柵の設置等に関する取組	① 集落及び農家個人による電気柵等の防護柵を設置。 ※平成23年度～令和6年度 ② 電気柵設置が困難な山林隣接地にワイヤーメッシュ柵を設置。 ※平成25年度～令和6年度 ③ イノシシ忌避用の機材（LED発光機器）を町が無償貸付。 ※平成22年度～令和6年度 ④ 竹林や松の木の倒木等の里山近くの整備を実施した。 ※平成22年度～令和6年度	① 集落、地域単位での電気柵設置が浸透してきた。しかしながら、山間地を中心に遊休農地が増加しており、遊休農地対策と併せた対策が必要である。 ② ワイヤーメッシュ柵については、取り外しが容易でないため、設置場所が限定される。山間地を中心に設置がすすむが、設置後の見回りが少ない地域では突破される事例もある。 ③ イノシシ忌避用機材については、設置方法を守らないと効果が出

		ない。貸し出しの際に、説明をしているが、現地での講習会等も必要。
生息環境管理その他の取組	倒木や竹林などの里山整備	① 里山周辺における廃棄野菜の撤去及び放任果樹の伐倒等、有害鳥獣を寄せ付けないための対策を講じる必要がある。 ② そのための地域住民の意識醸成が必要。

(5) 今後の取組方針

<p>これまで、埴町では捕獲中心の被害対策が取られていたが、近年、有害鳥獣の個体数の増加及び生息域の里山周辺地への変化に伴い、捕獲要請が急激に増加し、従来の捕獲体制では被害が軽減できない状況になっている。</p> <p>また、鳥獣被害対策実施隊員の高齢化等により実施隊員の負担も増加傾向のため、捕獲の担い手を確保するとともに捕獲体制の強化が必要になっている。</p> <p>このため、鳥獣被害防止関係者と連携し、狩猟免許の取得に関する支援(新規免許取得者の支援含む)等を行い、担い手の育成を図る。</p> <p>さらに、防護柵設置等の被害防止対策を推進するとともに、地域住民が自ら農作物を守る意識を持ち、地域ぐるみで鳥獣被害対策が講じられるように、地域住民に対して啓発を図る。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

埴町鳥獣被害対策実施隊を平成28年4月1日に組織し、最大30名体制で捕獲を実施する。(令和6年度隊員数26名)

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カワウ サギ類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得に関する広報活動。 ・ 広報誌等を通じて、住民に対して捕獲に関する理解を促す。 ・ イノシシについては、広域(東白川郡管内)で連携した駆除の実施。

令和7年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カワウ サギ類	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得に関する広報活動。 ・広報誌等を通じて、住民に対して捕獲に関する理解を促す。 ・イノシシについては、広域（東白川郡管内）で連携した駆除の実施。
令和8年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カワウ サギ類	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得に関する広報活動。 ・広報誌等を通じて、住民に対して捕獲に関する理解を促す。 ・イノシシについては、広域（東白川郡管内）で連携した駆除の実施。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画、福島県ニホンジカ管理計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。			
対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標100頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標100頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標100頭
ニホンジカ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。
ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
カワウ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ

	管理計画に基づく基準による。	管理計画に基づく基準による。	管理計画に基づく基準による。
サギ類	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
捕獲等の取組内容			
<p>イノシシについては、春期から秋期の農作物被害が多発する時期に重点的に捕獲を行うため町鳥獣被害実施隊に捕獲を依頼する。捕獲方法は、わな及び銃器とする。また、次年春先の農作物被害対策として、狩猟期間中捕獲したイノシシについて、猟友会に所属している狩猟者が捕獲したものを対象に補助を実施する。</p> <p>ニホンジカについては、農作物被害の情報等があった箇所について見回りを強化し、必要に応じてわな及び銃器による捕獲を行う。</p> <p>ハクビシンについては、春期から秋期の農作物被害が多発する時期に被害箇所にわなを設置し捕獲を行う。</p> <p>カワウ及びサギ類については、漁業組合からの被害報告をもとに町鳥獣被害実施隊に捕獲を依頼し、銃器による捕獲を実施する。</p>			

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃は使用しない。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
塙町全域	ニホンジカ、カワウ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	電気柵（侵入防止柵） ・町内一円の地域、 集落でまとまった区域	電気柵（侵入防止柵） ・町内一円の地域、 集落でまとまった区域	電気柵（侵入防止柵） ・町内一円の地域、 集落でまとまった区域

	(3 地区、1,500m)	(3 地区、1,500m)	(3 地区、1,500m)
	鉄柵（侵入防止柵） ・町内行政区において特に被害の多い山際を指定した箇所 (1 地区、500m)	鉄柵（侵入防止柵） ・町内行政区において特に被害の多い山際を指定した箇所 (1 地区、500m)	鉄柵（侵入防止柵） ・町内行政区において特に被害の多い山際を指定した箇所 (1 地区、500m)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	・地域・集落単位で、侵入防止柵の設置の実施。	・地域・集落単位で、侵入防止柵の設置の実施。	・地域・集落単位で、侵入防止柵の設置の実施。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カワウ サギ類	<ul style="list-style-type: none"> ・手入れされていない集落近くの里山の間伐、遊休竹林の伐採等を推進し、緩衝帯を整備する。（間伐については、「ふくしま森林再生事業」により実施、竹林整備は町単独で実施） ・農地に隣接する山林の倒木、不要木の整備及び、下草の刈払いを実施。 ・里山周辺における廃棄野菜の撤去及び放任果樹の伐倒等、有害鳥獣を寄せ付けないための対策に関する注意喚起。 ・イノシシについては、広域協議会と連携した研修会の実施。
令和7年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カワウ サギ類	<ul style="list-style-type: none"> ・手入れされていない集落近くの里山の間伐、遊休竹林の伐採等を推進し、緩衝帯を整備する。（間伐については、「ふくしま森林再生事業」により実施、竹林整備は町単独で実施） ・農地に隣接する山林の倒木、不要木の整備及び、下草の刈払いを実施。 ・里山周辺における廃棄野菜の撤去及び放任果樹の伐倒等、有害鳥獣を寄せ付けないための対策に関する注意喚起。 ・イノシシについては、広域協議会と連携した研修会の実施。
令和8年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カワウ サギ類	<ul style="list-style-type: none"> ・手入れされていない集落近くの里山の間伐、遊休竹林の伐採等を推進し、緩衝帯を整備する。（間伐については、「ふくしま森林再生事業」により実施、竹林整備は町単独で実施） ・農地に隣接する山林の倒木、不要木の整備及び、下草の刈払いを実施。 ・里山周辺における廃棄野菜の撤去及び放任果樹の伐倒等、有害鳥獣を寄せ付けないための対策に関する注意喚起。

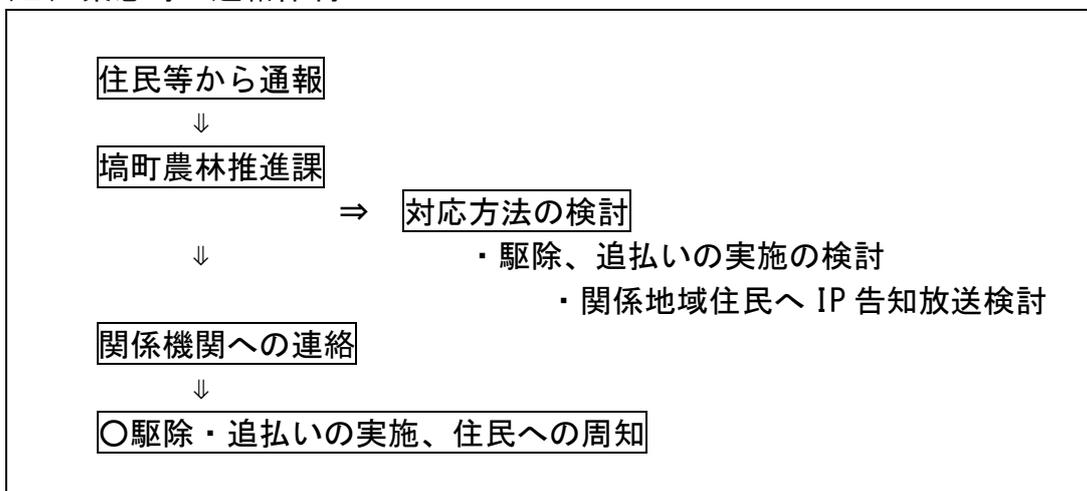
		・イノシシについては、広域協議会と連携した研修会の実施。
--	--	------------------------------

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
埴町	被害状況の把握及び関係機関への連絡
棚倉森林管理署	国有林内での有害鳥獣関連情報の提供
棚倉警察署	緊急時の現場見回り
福島県県南地方振興局県民環境部	有害鳥獣の捕獲行為に関する助言及び指導
福島県県南農林事務所農業振興普及部	有害鳥獣関連の情報提供及び有害鳥獣の被害防止対策に関する助言及び指導
福島県県南農林事務所森林林業部	有害鳥獣関連の情報提供、森林整備等の助言及び指導
埴町鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の駆除、追払いの実施

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲箇所での埋設または捕獲者の確保する箇所での埋設等適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食品としての利用が制限されていることから制限解除後に検討する。
ペットフード	特になし
皮革	特になし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	特になし

(2) 処理加工施設の実施体制

特になし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

特になし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会
構成機関の名称	役割
棚倉町	鳥獣害実態の把握、連絡調整
矢祭町	鳥獣害実態の把握、連絡調整
埴町	鳥獣害実態の把握、連絡調整
鮫川村	鳥獣害実態の把握、連絡調整
福島県農業共済組合	害鳥獣関連の情報提供と営農（技術）指導
東西しらかわ農業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供と営農（技術）指導

東白川郡森林組合	森林内での有害鳥獣に関する情報提供
久慈川第一漁業協同組合	カワウ・サギ類対策の情報提供
一般社団法人福島県猟友会東白川支部	有害鳥獣の捕獲行為に関する助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
関東森林管理局 棚倉森林管理署	・ 国有林内での有害鳥獣関連情報の提供
福島県警 棚倉警察署	・ 捕獲活動に関する助言及び指導 ・ 緊急時における住民の安全確保
福島県県南農林事務所 福島県県南地方振興局	・ 被害防止対策に関する助言及び指導 ・ 捕獲活動に関する助言及び指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年4月1日付で塙町鳥獣被害対策実施隊を編成。 令和6年度 26名(内、町職員12名)。 最大30名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

平成28年度より東白川郡4町村合同での東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会を組織。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

矢祭町、塙町、棚倉町、鮫川村の4町村で構成された東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会を設置し、鳥獣の被害や出没状況、町村で実施する被害防止対策について情報交換を実施している。
